

云ふ事を眼目に置かなければならぬと思ひます、それで現に先刻申しました、豫想の四百萬町歩の内、若し單純に算盤を弾いて存廢區分を決するならば澤山に廢棄すべき場所があります、施業案を編成した場所でも收支相償はない場所が澤山あります、それにも拘らず國の立場としてさう云ふ場所にも相當施業案を定め國土の安寧を維持せなければならぬ是れが第一に國有林の經營が普通民間の經營とは違はねばならぬ點だと思ひます、又さう云ふ風に遣つて居ります、それから今一は先刻申陳べました施業案の規定する所を國有林に付ては極て嚴重に守らなければならぬといふ事であり、森林の收入は國家財政の重なる一部になつて居ります、従つて森林の經營が安固に往かねば國の財政は安固を缺いて居る結果となる、今日國有林野一般の收入より支出を差引き收入超過となつて居るものは約五百萬圓あります、併し將來は數千萬の多きに上るは勿論である、數千萬圓の財政の基礎が時々動くやうでは仕方がない、餘程安固に仕事として往かねばならぬ從て施業案の規定を嚴重に遵守して森林收入の循環齊一なることを期せねばならぬ是れが民林の經營と異なる一點でありますそれから其次に國有林と民林との經營方の異るとおもふ點が今一つあります個人の森林經營であるとも何でも相場の好い時に澤山伐出して而して自分さへ利益になればよい、之れは悪い事ではないと思ひますが國家の仕事となさうはいかぬ、若し國有林野をして民間會社の所有であらむれば如何やうにしても材木市場を左右する事が出来やうと思ひます、併し國有林野が會社の所有に非ずして國の所有であるが故にさう云ふ事はすべきものでない、國としては、木材の需用供給の調和を取ると云ふ事が一の任務であらうと確く信じて居ります、是れが爲に共同業者の感謝を受ける事もあり又何うか恨を受けぬにも限らぬが國民全體に對する需給を相當に調和して相當なる供給の途を盡す斯う云ふ事が國有林野經營上心得て置くべき一つだと思ひます、これが個人經營と大に異なる所であり、尙ほ一の重大なる問題は他の産業との調和を取つて往くと云ふ事が國の林野經營として必要であらうと思ひます、隨分古い、習慣であり、勿論人間のする事であり、想に及ばない事が澤山あり又各方面に多數の人間が仕事を居ることでありますから無論多少缺陷のあると云ふ事も致方がない、致方がないければ一日も速に是等の缺點を除却して國有林野を委託せられて居る所以に應へたいと思ひます、何うか諸君は各地方に於て實地の状況を精しく御承知になつて居りますから何か御氣付の點があつたならば國家の爲め遠慮なく御忠告を願ひたい喜んで之を承るに躊躇いたしません國有林野經營の大體の御報告旁々長らく諸君の清聽を煩はしました。

は宜しくない、土地を經濟的に利用し漸次に一般の思想を誘導して經濟理法に反した仕事を止めさす是が國の林業經營の上に於て亦一の最も重要な事と思ひます。結局政府は以上述べ來つた大體の考で國有林野の四百萬町歩なるものを經營して居ると云ふ事を御承知を願つて置きたい、勿論人間のする事であり、想に及ばない事が澤山あり又各方面に多數の人間が仕事を居ることでありますから無論多少缺陷のあると云ふ事も致方がない、致方がないければ一日も速に是等の缺點を除却して國有林野を委託せられて居る所以に應へたいと思ひます、何うか諸君は各地方に於て實地の状況を精しく御承知になつて居りますから何か御氣付の點があつたならば國家の爲め遠慮なく御忠告を願ひたい喜んで之を承るに躊躇いたしません國有林野經營の大體の御報告旁々長らく諸君の清聽を煩はしました。

○愛知縣額田郡宮崎村公有林整理實驗談

特別會員 山 本 源 吉 君

本村は明治二十二年十月町村制實施の際龜穴石原中金明見河原雨山大代の七ヶ村を合併し宮崎村と稱したのであります。そこで戸數三百五十戸人口千八百人餘田反別七十町畑反別百町宅地反別二十二町山林反別二千町餘内千町歩が各自私有林千町歩が各大字共同林山であります、本村重なる林産物の販路先は豊川町へ里程三里餘豊橋市へ里程六里赤坂町へ三里岡崎町へ六里餘であります此の交通機關の道路と云ひますと四方高山に圍まれまして何れの地に達しますにも大なる坂がありまして牛馬人肩を以て運搬するの外ないのでありますから多額の運賃を要します故山林の價値が極低いのであります、殊に從來の習慣と致しまして千町歩の公有林が各大字共數百ヶ所に点在してあります此れを年々山焼をする爲め各自の私有林へ延焼する面積まで合計しますと實千數百町歩の面積を焼くと云ふ憂の爲め植林する人は稀であります私有林と雖も概して天然の雜木林であります天賦賜はる所の多大の利益ある山林を斯の如く放任して置くに云ふのは本村の爲めをこむべき事であり、依て之が改善を圖り

ますには先以て交通機關の道路改修の必要を認めまして明治二十三年より同二十六年まで四ヶ年繼續事業と致しまして村内樞要なる道路幅員九尺車道此延長五里二十町此工費金三千五百圓の豫算を村會に附議せしむるに村内の事情沿道他町村との關係種々困難の事情ありまして終に決議を経まして明治二十三年八月起工し同二十五年三月までに工事全部の成功を告ぐるを得ましたのであります又明治二十七年當時の郡長針谷重懋君は我郡山林多きゆる山林を經營するの必要を認められまして近藤良平氏と不肖源吉の兩名へ本縣下南北設樂郡八名の三郡營林事業視察を囑託せられたのであります第一着に八名郡山吉田村へ參りまして同村長鈴木傳次氏に面會しまして實況を調査致しますのに同村は四ヶ村を合併いたしまして一村となり矢張各大字共部落有山林を有して居られるのであります是又往昔より山燒の習慣が行はれて居りましたのであります然るに明治十四年頃豊田成章、鈴木傳次内藤才次郎諸君を始め部落有山林の山燒廢止を唱導せられ百難を排除し終に山燒を廢止、野火取締規則、植樹規則柴草刈取場分配規則(地上權のみ)等の諸規則を設け實行しつゝある狀況を實地に付先づ各自へ分配なしたる模様を見るのに自分の草刈場と定まりましたから「イバラ」等をきれいに取り除き耕地の畦畔の如くになつて居るのであります又其未分配地へ其部落共同にて杉檜植込地を見まするのに明治十四五年頃の植込は目通り二尺周りもある木が澤山出來て居るのであります。

又火入れを止めたまふ手の付けざる場所は天然の雜木が繁茂して既に炭材の原料に伐採の出來得る場所も澤山出來て居るのであります此等の實況を拜見しまして感服に堪へないのであります、今回視察中の大なる土産であると悦びまして夫れから目的の各郡を視察を遂げまして歸郡早々郡長へ復命致しますと先づ郡内關係ある村々は山燒廢止を勵行するにあり之れに付ても宮崎村より斷行し漸次隣村へ及ぼさん事を以てせらるる其命を受けまして歸村の上一村總集會を開きまして視察報導旁々山燒廢止實行の協議會を開きました處何分數百年の往昔よりの習慣を打破すると云ふ事に付ては議論百出手の付け様もなき有様でありました尤も之は無理のない事でありまして私を始め山吉田の實況を見て感念を起したのでありますから突然席上で一會の下に協議の整はんことを云ふのは至當の事であると思ひますが此儘閉會しますると何時を期して時期を得ると云ふ見込も立ちませんから茲に一つの方法を案出致しました、夫れは百聞一見に如かずと言ふ古言の通り兎に角各大字より二名の視察員を選定し今一應同

村の實況を視察して而して後協議會を開くとして如何と謀りますと賛成者多數ありまして其の視察員は村長指名と云ふ説がありましたが今回の役員に限り村長指名にして果して其の人々が山燒廢止の必要を見認むるもあれは村長が氣に入つた人であるから當然な事であると云ふやうな事でありては大計を誤る虞がありますから大字限り投票を以て選定する事になりました、依て十四名の視察員と再應山吉田村へ出張しますると同村長助役殿を始め吏一同の諸君御多忙にも拘はらず丁寧なる歓迎を受けまして帳簿諸規則圖面又實地の狀況迄懇篤に説明案内等を受けまして一行の者一人として感ぜざるものはありません、我宮崎村は如何しても山吉田村の方法により山燒廢止を實行し山林改善を圖らんとする覺悟を以て歸村致しました、再應本村總集會を開きました今回は各大字の視察員が擧げて山燒廢止を主張致しましたから茲に明治二十八年より山燒廢止を見るに至りましたのであります依て山吉田村の諸規則を乞ひ受けまして之を標準と致しまして本村も柴草刈取場を各戸へ分配し(地上權のみ)殘地の部分へは各大字共杉檜植込を奨励する爲め村農會は各大字に苗圃を設置し又一部の共有山にして大字共同の事業として一ヶ年一萬本以上植栽せし大字へ一萬本に付金十圓以内の補助を支給する等種々なる方法によりまして二十八年より三十六年まで九ヶ年間に各大字を合計しますると三十六萬本の植栽をしたのであります又個人植栽は一層進んで來たのであります時明治三十年本縣より山燒廢止實況取調として丹羽嘉氏本村へ出張せられ調査の上自今各郡町村より山燒を申請すると雖も容易に許可せざる旨を以て歸縣せられたのであります其の規程の内一村一又明治三十四年二月本縣告示第十四號を以て林業補助規定を頒布になりましたのであります又之等の部の公有林にして一區域に五町歩以上植栽せしものは一町歩に付金十圓以内の補助を與ふるとあります又之等の事業に付ては技術員を派遣し測量設計をなさしむる云々であります之我々林業家にとり恩典でありますから各大字總代を招集して協議の上各大字一ヶ所宛都合七ヶ所申請せし處一ヶ所許可せられたるを以て技術員の派遣を本縣へ申請せしに關し一馬殿出張になりましたから某大字の申請地は衆人の見易き處でありますから模範として補助

植栽を實行せんと思ひまして測量人夫五六人を某大字へ申込みまんと某大字總代は俄に部民一般を招集致しまして一同のものが申しますに山林を器械を以て測量すれば多分に反別が増す其の上村中の山林反別を増されるやうになると地租諸入費等皆増して來る事になると云ふて後は御上へ山を取られるやも分らんなどと

申し種々説くと雖も解するを得ず他の大字へ交渉せしに同様の姿にて本縣技術員よりは地方よりの補助申請により出張せしに夫程困るならん云ふて歸縣せらるゝ様な場合もあり當惑致しました終に大字石原部申請地に於て反別五町八反歩の補助植栽する事に決定しました依て測量設計總ての書類圖面技術員の調査に預りまして完全なる植栽が出来たのであります又年々手入刈等の監督を受けまして非常に好成绩を見るに至りました爲めに一層植林事業の發達を促したのであります又各部落有山林は往昔より各自勝手に草も刈り木も伐ると云ふ習慣でありまして五町十戸の部民なれば五十戸のものど心得るもの多くありまして動もすれば分割論が出て困ります茲に明治三十四年頃或一部の大字が悉皆分配せんことを役場へ申出ました役場に於きましては大字其のもの所有であつて必ず今日の戸數に依て分配すべきものにあらざる事を懇々説きまして分配論を取消すことも時々あるのでございませう元來今日の大字有山林又田畑宅地穀等は其の村有財産である然らば町村合併の際全部合併町村へ引續ぐは當然である如何せん其の所有者は大字有である又大字毎に戸數の多少あり財産の多少あり之を統一する素より不可能なる事と思ひますが何とかして純粹の村有財産を徐々に設定せん事を考へまして明治三十四年各大字有山林を裂き以て村有林三町歩教育林三町歩造成せん事を村會へ付議せしに村有林は設けるに決しました教育林は否決になりまして依て兩件共宿題として置きました又一步進みまして明治三十五年各大字有山林を裂き以て村有林百町歩造成の協議案を村會へ提出せしに村會は大體に於ては賛成であるが今茲で議決して村の圓満を損じては總ての事業に困難であるから一應各大字の總代へ協議して實行する穩當ならんと決しました村會議員總代を招集したるに賛成する大字あり反對する大字ありて決するを得ず之が爲め數十回の協議會を重ね此間には本縣當局官の御出張を乞ひ郡長の御出張を乞ひ一方ならず監督廳の御督勵に依りまして原案百町歩を減じまして村有林反別五十町歩設定する事に決しましたのであります

借て五十町歩の面積を各大字より村へ寄附する方法は總計戸數三百二十五戸（本籍戸數）一戸平均反別一反六畝歩宛の割合に當るのであります之を大字別に致しますと大字龜穴戸數三十一戸反別四町九反六畝歩大字石原九十六戸反別十五町三反六畝歩大字中金二十九戸反別四町四畝歩大字河原四十八戸反別七町六反八畝歩大字雨山四十四戸反別七町四畝歩大字大代三十七戸反別五町九反二畝歩大字明見四十戸反別六町四反歩之れを合計しますると戸數三百二十五戸反別五十一町四反一畝歩となり各大字共之に對する候補地を選定致しました委員は候補地に付きまして地味の厚薄運輸の便否等を調査致しまして之れが等差を定めますには一等より五等迄と分ちまして無名投票を以て定めたのであります平均三等を一反六畝歩としまして上下とも二畝歩の差を以て確定したる反別は大字龜穴五町六反歩大字石原反別十二町三反歩大字中金四町歩大字明見五町七反歩大字河原九町七反歩大字雨山七町五反歩大字大代六町一反歩總計反別五十町九反歩となりましたのであります斯の如く小面積なる者が點々とありましては管理等不便でありますから之れを賣却致しまして五十町歩一團地となるべき相當の面積ある大字へ交渉して買入れんとする手續に着手致しました處が種々困難の事情ありしも縣技術員の御盡力に依りまして大字河原地内字瀧澤に山林反別五十二町一畝十六歩の一團地を設ける事になりましたのであります之れが測量設計等は總て縣技術員の手になりまして精覈の調査の上明治三十七年度より明治四十一年度まで五ヶ年事業にて杉七分扁柏三分の割合を以て施業案の通り全部植栽を了したのであります

明治三十七八年日露戰役の際出征軍人を慰藉せん爲め一戸平均五十錢宛村へ寄附し村は其の寄附金を以て大字石原内地内字古城に於て反別一町歩を村有林として買入本村尙武會は無償八十ヶ年の地上權を設定し杉扁柏を植込み平和克復凱旋を祝すると同時に戰病死者は遺族へ其他は本人へ贈ると云ふ計畫の通り實行致しましたのであります又明治三十九年本縣は町村分合を實行するに當りまして元榮技村廢止となりまして其の一部の大字千萬町大字木下の二ヶ大字合併になりまして現今の宮崎村は九ヶ大字となり戸數は四百六十五戸人口二千四百人餘田反別百二十二町地價二萬四千圓畑反別百四町地價七千九百圓餘宅地反別二十六町餘地價六千圓餘山林反別二千四百四十一町餘地價四千七百圓餘合計反別二千三百九十四町餘地價四萬二千八百圓餘であります此の合併と同時に二ヶ大字より元宮崎村有林設置規程によりまして反別十六町三反歩を提供しまして都合六十九町餘の村有林となりましたのであります茲に於きまして各部落有山林全部整理せんと明治四十年二月村會議員各大字區長の合同會を開きまして部落有林は活動の道甚だ狭く而して隨て保護に困難なるのみならず村の圓満を缺く嫌があるから寧出來得る限り村有林を設定し殘地ある大字は其部民へ共有持に所有權を移轉せんとするに付きまして各大字別に戸數及部落有山林反別は大字龜穴戸數三十六戸反別二十七町歩大字石原九十七戸反別百二十二町中金戸數二十九戸反

| 大字 | 戸數 | 臺帳反別 | 實測反別 | 實測提供反別 | 殘地積反別 | 特別割増反別 | 提供總反別 |
|-----|----|----------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 木下 | 二七 | 六四六五一四 | 二二三三九〇〇 | 三二八四〇〇〇 | 八五〇〇〇〇 | 五五五〇〇 | 三八三九〇〇 |
| 千萬町 | 五四 | 三三五五〇六 | 五二〇〇〇〇〇 | 六二三一〇〇〇〇 | | | 六二三一〇〇〇 |
| 石原 | 九七 | 二二二五七一〇 | 四六八七八〇〇 | 三二八四〇〇〇〇 | | | |
| 龜穴 | 三六 | 二七四二〇〇 | 三四九七〇〇 | 八九七四〇〇〇 | 三六八〇〇〇〇 | 一一〇四〇〇 | 一〇七〇八〇〇 |
| 明見 | 四三 | 一、二八〇三〇〇 | 二、二二六四〇〇 | 三九九三〇〇 | 一、七九三〇〇〇 | 五三八〇〇 | 三四九七〇〇 |
| 中金 | 二九 | 一、一〇二〇〇〇 | 一、五四三六〇〇 | 二五九五〇〇 | 一、二四六七〇〇 | 三七四〇〇 | 四四三一一〇〇 |
| 河原 | 五〇 | 一、四三七一一〇 | 一、五〇七八〇〇 | 四六七五〇〇 | 一、〇一〇〇〇〇 | 三〇三〇〇 | 二九六九〇〇 |
| | | | | | | | 四九七八〇〇 |

別百一十町明見戸數四十三戸反別百二十八町河原戸數五十戸反別百四十三町雨山戸數四十六戸反別八十五町大代戸數三十八戸反別百町合計戸數四百二十戸反別九百二十町餘戸數は本籍戸數であります反別は臺帳反別であります之に依て見ますと戸數に比較して一番反別の少ないのが大字千萬町次に少ないのが大字龜穴であります一番少い千萬町の部落有山林を全部村有林として提供しました處が既設村有林六十九町歩を合して五百町歩出来ないのでありますから次に少ない龜穴の部落有山林を全部提供すること他の各大字も之に對する反別を提供すれば總反別五百町歩村有林が出来来る事になります内で三百町歩を村有林として經營し二百町歩を賣却すれば此の豫定價格二萬五千圓とすれば一萬圓を村有林經營費とし一萬圓を道路改修費とし五千圓を以て公有林整理費及校舎増築費とし斯の如く整理すれば完全なる村有林も出来又交通の利便も得教育も發達し殘地の部分は各共同を以て植林に力を盡すに至る等種々重大なる事業の發達を圖らんとする協議を致しますに部落有山林全部提供する大字龜穴又全部提供しても猶不足の大字千萬町の二ヶ大字の事情は殘地のある大字は宜しからうが更に殘地なきのみならず不足反別を償ふ我等二ヶ大字は甚だ困ると云ふ事實に對し殘地ある大字は殘地百町歩に付特別に三町歩の割増反別を出さしむる事に協定致しましたから左の調査案が出来ましたのであります。

| 雨山 | 大代 | 計 |
|----------|----------|-------------|
| 四六 | 三八 | 四二〇 |
| 八五〇六〇五 | 一、〇〇五一〇七 | 九二一〇八二〇 |
| 一、二〇四七〇〇 | 二、二一九四〇〇 | |
| 四四五九〇〇 | 三八九四〇〇 | 四、一五〇二〇〇 |
| 七三六七〇〇 | 一、七七六七〇〇 | 一、二、〇九三、四〇〇 |
| 二、二一〇〇 | 五三三〇〇 | 三、六二八〇〇 |
| 四六八〇〇〇 | 四四二七〇〇 | 四、五一三〇〇〇 |

如斯村會の決議によりまして技術員の派遣申請を致しますと四十年の六月本縣より加藤利三郎君依田貞種君山田榮作君の三名出張になりまして宮崎村として三百町歩を村有林とし二百町歩を賣却すると云ふのは將來の爲め甚だ不得策であるから五百町全部村有林の必要を説かれるのであります處が本村と致しましては前陳べます如く他に方法ないのであります之を全部村有林とすれば急務の事業費の目的が更に立たないのでありますから是非本村の目的通り整理あらん事を屢々陳述しましたが如何しても宮崎村として五百町歩の村有林は造らなくてはならんと云ふ事になりまして殆んど當惑の結果山田郡長公に困難の事情を陳ぶるに縣は宮崎村の爲めに盡す事であるから五百町歩を村有林として事業費を作る方法はなきかと云ふ事になりまして止むを得ませんから大字龜穴部民は明治三十四年特賣規程によりまして御料林反別五町八反歩を大字龜穴の名義を以て御拂下になり三十六年頃縣の補助を受け全部植裁濟の山林を村へ提供し此割合を以て各大字より提供すれば尙百何十町の面積を得ると云ふ道があるけれ共大字千萬町は先の負擔ですら反別十町以上不足であるに猶十二三町の負擔を合すると二十三四町の供給をしないでならんと云ふ事になりまして之れが供給の方法は元來大字千萬町有山林は澤山あつたのでありますしたが明治十八年耕地接續の地を共同草刈場に殘しまして他は皆各戸へ所有權と共に分配したのであります之を再び引戻し提供するの外ありません

茲に至りまして困りますのは丹精な人は杉檜を植込みたるあり分割の儘持つて居る人あり都合により賣却せしめり殊に他郡村の人に賣渡たるあり村有林としまして一團地に關係ある土地は如何しても引戻さなくてはなりません又賣る様なものに限り引戻す力更になきものあり又中には自分の所有であるから容易に承諾せざると云ふやう

な事は無論あると見なくてはなりませんもう一つは此二ヶ大字の困難を融和する爲殘地百町歩に付三町歩の割増反別を五町歩に改めると此反別も少くないのであります

之等の問題を圓滿に解決を告げると云ふは至難の事でありますから村會議員を始め各大字區長を招集し郡長公の出席を乞ひまして懇篤に諭示せられまして大字龜穴と云ひ大字千萬町と云ひ殘地のある大字は五町歩の割増と云ひ皆協定になりまして五百町歩の村有林も出來事業費の目的も幾分か出來る方法になつたのであります茲に於て最も感すべきは大字千萬町であります其は如何であるかと申しますと一旦賣却したものを如何して引戻したかと云ふと宮崎村戸數割の等級が三十二等に分れて居るのであります之を上中下の三段に分けまして一等より十等までの人を上等とし十一等より二十等までの人を中等としまして二十一等以下を下等と致しまして下等の人ば分配地の有無に拘はらず免除し中等の人は平均一人分を提供し上等の人は下等の免除を引受け提供する方法で纏りましたのであります

以上の方法により確定しました各大字の負擔反別は左の通りであります

參考 此特別割増反別六十四町四反五畝步價格八千四百四十六圓八十二錢

| 大字 | 村へ提供反別 | 割増反別 | 計反別 | 既設村有林反別 | 合計 |
|-----|---------|--------|---------|---------|---------|
| 木下 | 三九七〇〇〇 | 八八一〇〇 | 四八一〇〇〇 | | |
| 千萬町 | 七五四六〇〇 | | 七五四六〇〇 | | |
| 石原 | 一〇八二七〇〇 | 一八三八〇〇 | 一二六六五〇〇 | | |
| 龜穴 | 四〇五三〇〇 | | 四〇五三〇〇 | | |
| 明見 | 四七一五〇〇 | 九三二〇〇 | 五六四七〇〇 | | |
| 中金 | 三一九九〇〇 | 六五二〇〇 | 三八一〇〇〇 | | |
| 河原 | 五七〇八〇〇 | 五一九〇〇 | 六二二七〇〇 | | |
| 雨山 | 五四五六〇〇 | 七四六〇〇 | 六二二〇〇〇 | | |
| 計 | 五〇一四〇〇〇 | 六四四五〇〇 | 五六五八五〇〇 | 六八三八〇四 | 六三四二三〇四 |

此表の如く各大字より提供しました反別と既設村有林反別と合計しますると合計六百三十四町二反三畝四步とあります内五百町歩村有林としまして百三十四町二反三畝四步を賣却して事業費に充つるを得ましたのであります此五百町歩の村有林を成るべく五團地位に設定したいと云ふ縣廳の企望旁々之れにも困難がありました左の六團地に確定になりましたのであります

- 大字千萬町地内に反別百四町
- 大字石原地内に反別百十五町
- 大字中金地内に反別五十六町
- 大字河原地内に反別五十二町一畝十六步
- 大字雨山 地内に反別百十一町
- 大字雨山 地内に反別六十五町

以上六團地合計反別五百六町四反五畝八步に確定する爲め不用に屬する山林と事業費の目的の山林と賣却せし反別は二百六十六町七反五畝二十三步此價格金三萬四千九百九十七圓七十二錢團地を設くる爲めに接續地を買入れたる反別百三十八町二反六畝四步此價格金一萬九千八百六十九圓九十五錢五厘又團地に存立する立木見積金千六百四十圓七十六錢支拂金の合計二萬一千五百十圓七十一錢五厘差引金一萬二千四百八十七圓五厘内で明治四十年明見坂改修工事金一萬圓餘を要し縣郡の補助を受くるも尙公有林整理より生ずる事業費を以て五千百圓を支出したのであります茲に於て公有林整理費でありますが村の經濟上種々なる關係がありまして大字名義のものを村へ移すにも大字部民へ移すにも賣買の名義を以てしました此登記料を始め調査委員の實費測量人夫賃雜費等にて公有林整理費凡千圓を費消致したのであります總て差引ますと殘金七千三百八十七圓の事業金が殘るのであります

内で價額六千八百九十三圓八十一錢賣買未済の土地があります彼様な結果になりますから必要なる道路改修費が更にありませんから各大字が殘地處分つかない内に金一萬圓の寄附金を募集せんとを協議せしに困難の事情もありましたが左の方法により寄附することに協定しましたのであります。

| 大字 | 戸數 | 寄附金高 | 一月平均額 |
|----|-----|------------|--------|
| 木下 | 二七 | 七三六・〇〇〇 | 二七・三〇〇 |
| 千原 | 五四 | 六四八・〇〇〇 | 一二・〇〇〇 |
| 石見 | 九七 | 二六四八・〇〇〇 | 二七・三〇〇 |
| 龜見 | 三六 | 四三二・〇〇〇 | 一二・〇〇〇 |
| 明原 | 四三 | 一、一七三・〇〇〇 | 二七・三〇〇 |
| 中河 | 二九 | 七九一・〇〇〇 | 二七・三〇〇 |
| 河原 | 五〇 | 一、三六四・〇〇〇 | 二七・三〇〇 |
| 大雨 | 四六 | 一、二五四・〇〇〇 | 二七・三〇〇 |
| 計 | 三三八 | 一〇、〇八〇・〇〇〇 | 二七・三〇〇 |

此寄附金千萬町龜穴の二箇大字は殘地なく全く部民自腹を切て出すとでありますから一戸平均額の通り半額であります他の大字は殊地を賣却すれば忽ち出来るから二箇大字の減額を引受け寄附すると云ふ事になりましたのみならず二箇大字は四十一年より四十三年まで無利子三箇年賦に寄附するのであります他の七箇大字は四十一年十二月まで一時に寄附するのでありますして決議の通り徴收し本年度も此寄附金を以て作手街道に於て二箇所形野街道に於て一箇所の改修を實行しつゝあります村有林五百餘町歩の内植林濟のもの百三十町餘であります殘三百

七十町歩は四十二年度より向ふ二十五箇年を以て全面積植栽濟の目的總て測量設計施業案等本縣當局官の精密なる調査に依り全局の整理が付きまじしたのであります又此整理案によりまして今後百年に至れば本村の財産は三百四十六萬圓の財源を得ると云ふ目的であります以上は本村公有林整理概略を申し上げたのであります

○北海道の木材貿易に就て

特別會員 小 出 房 吉君
林學博士

諸君!!私は北海道大學に居るもので御座りまして今回御當地に於て山林大會が開催せらるゝに就て遙々參列致した次第で御座りまするが今日茲で一塲の御挨拶を申し上げることになりましたのは誠に私の幸榮と存する處で御座ります。それで私の只今御話申し上げ様とするは北海道の木材貿易に就てと云ふ題で御座りまするが他に有益な御演説も澤山御座りましたし時間も移りました上に大分おあきにもなつた様でありますから詳しきことは他日に譲りましてほんの雜と其概況を御話致しまして其責を塞ふと思ふのであります。諸君!!北海道は御承知の通り十一箇國に亙りまして總地積が六千六百餘方里もありますが人口は未だ至つて少なく四十一年度現在に於て本籍を有するものが百十三萬之れに寄留者等を合算致しまして百四十五萬を越えない有様でありますから御當縣一縣丈で百七十九萬もあるに比すればまだ大に稀少と云はなければなりません。最近四十一年度従つてまだ開拓すべき土地も澤山あります。又森林地も多量に存在する次第で御座ります。最近四十一年度の統計に據りまするに林地と稱する部分は合計五百六十二萬町歩程もありまして本道全地積の約六割にも該當する次第であります。斯く申上げますれば此全部が有利に林業に供用せらるゝものと速断せらるゝ方があるかも知れませぬが決して左様ではないので此中には未開地もあり保安林地もあり地勢上氣候上除地として除外すべき箇所も澤山御座りまするので此等を合算すれば三四割位は除外しなければなるまいと思ふのであります。左れば殘